

あまみず 雨水の利用の推進に関する基本方針

平成 27 年 3 月 10 日
国土交通省告示第 311 号

本基本方針は、^{あまみず}雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、雨水の利用の推進の意義に関する事項、雨水の利用の方法に関する基本的な事項、健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項、雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項及びその他雨水の利用の推進に関する重要事項を定めるものであり、本基本方針に基づき国及び独立行政法人等（法第 2 条第 2 項の法人を定める政令（平成 26 年政令第 172 号）に定める法人）は自らの雨水の利用を推進するものとする。

地方公共団体、地方独立行政法人は、本基本方針を参考として、雨水の利用の推進に努めるものとする。また、事業者及び国民は、本基本方針を参考として、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 1 雨水の利用の推進の意義に関する事項

「雨水の利用」とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用、その他の用途に使用することをいう。

「雨水を一時的に貯留するための施設」とは、建築物やその他の工作物（以下、「建築物等」という。）、下水道等に設置される施設をいう。

「雨水の利用のための施設」とは、集水した雨水の一時的な貯留、利用用途に応じた水質の処理、利用用途先への供給等を行うための個々又は一連の施設をいう。

「雨水の利用の推進」とは、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とした取組を積極的に実施することをいう。

雨水の利用は、以下の5点に資することが期待できる。

- ・平常時における水資源の有効な利用に資することのみならず、緊急時の水洗便所の用、散水の用及び消火のための用途等に利用可能であるなど、緊急時の代替水源
- ・渇水時において貯水施設の集水域に降雨がない場合であっても、下流域に部分的な降雨があれば当該箇所においては自立分散型の水資源
- ・下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制への寄与
- ・散水等に利用することにより、夏季の暑さ対策への寄与
- ・雨水の利用のための施設に浸透機能を併用することにより、地下水の涵養を図るなど、健全な水循環の維持・回復への寄与

第2 雨水の利用の方法に関する基本的な事項

1 雨水の利用の用途

雨水の利用の用途としては、水洗便所、散水の用途以外に、清掃用水、環境用水、消火や災害時の使用に備えるいわゆる防災用水として確保しておくことなど幅広い用途が想定される。

2 雨水の利用のための施設

雨水の利用のための施設の概要及びその設置にあたっての留意点は以下のとおりである。

なお、施設の設置場所や目的等に応じて、建築基準法（昭和25年法律第201号）や下水道法（昭和33年法律第79号）をはじめとする関係法令等の規定に従う必要がある。

（1）集水施設

集水施設は、集水場所に降った雨水を受け、それを処理や貯留するための施設に導くものである。雨水の集水は、通常、建築物等の屋根面等の比較的清浄な部位において行われる。これは雨水を良質な状態で集水することで水質処理の負担を軽減し、設置や維持管理に要するコストの低減を図るためである。より多くの雨水を利用するためには大きな集水面積を確保する必要があるが、土砂等の汚濁物質が混入しやすい駐車場の地表面等を集水場所とする場合は、高度な水質処理が必要となる。このため、集水場所の選定に当たっては、集水面積の確保の観点だけでなく、雨水の利用の用途に応じて必要とされる水質等を考慮して検討する。

また、集水した雨水の水質は、集水面の汚濁（鳥の糞、油等）、季節、降雨間隔等により影響を受けるが、特に降り始め直後の初期の雨水はこの影響が大きい。このため、必要に応じて、初期の雨水の排除について検討する。

（2）貯留施設

貯留施設は、雨水を利用用途先の需要に応じ供給するため、一時的に貯めるものである。貯留施設には、貯留槽や、下水道の雨水貯留管、雨水の利用量が比較的少ない場合には、小型のタンク等がある。

貯留槽の大きさは、雨水の集水量や利用量のほか、建築物等の構造、敷地の条

件等に基づき検討する。

なお、貯留槽は、防水性、耐久性を有し、外部からのゴミ等の侵入を防止するほか、清掃等の維持管理が容易な構造・配置となるよう考慮する。

(3) 処理施設

処理施設は、集水した雨水を利用の用途に応じて必要とされる水質に処理するものである。雨水の処理は、スクリーン等による落ち葉等の比較的大きなゴミの除去、沈殿・ろ過等による土砂等の細かな物質の除去、塩素消毒等による除菌・殺菌等の各処理を適宜組み合わせることにより行われるなど、簡易なものから高度なものまで多様な方式が存在する。処理方式の検討に当たっては、雨水の利用用途に応じた水質の確保のほか、施設の設置等に要するコストや維持管理のしやすさなどを考慮する。

(4) 給水施設

給水施設は、処理した雨水を水洗便所等の利用用途先に供給するものであり、ポンプ、配管等の設備により構成される。処理した雨水を利用用途先に供給するための設備は、飲料水を供給するための設備と直接接続されることを防止するため、飲料水の設備とは区別した専用のもとしなければならない。

また、雨水の集水量が少なく、利用用途先への供給量の不足が想定される場合は、水道水等を補給する。

(5) その他

貯留した雨水を災害時等の緊急時に使用することが想定される場合は、雨水の利用のための施設の耐震性等を確保するとともに、ポンプ等の雨水の利用のための施設を構成する設備の非常用電源を確保する。

第3 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

1 健康への悪影響の防止に配慮すべき事項

(1) 雨水の水質管理のあり方

雨水の水質管理は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項の特定建築物に該当する場合は、同法に基づく水質管理を適切に行うなど、雨水の利用用途や形態等に応じて、関係法令等により適切に管理する必要がある。

(2) 衛生的環境への配慮

雨水の利用のための施設において処理された雨水の水質は、通常、飲用や清浄な水を必要とする用途には適さない。このため、病院等の衛生上の管理が特に重要な建築物の場合において、雨水の利用のための施設の設置に当たっては、建築物等の利用者に対する健康面への影響について特に十分な検討が必要である。

また、不特定多数の者が直接、雨水を供給する水栓等を使用することが可能な場合は、児童等による誤飲・誤用の無いよう、水栓等の管理に十分な検討が必要である。

2 その他雨水の利用に際し配慮すべき事項

(1) 雨水の利用のための施設の維持管理

雨水の利用のための施設を構成する各機器の作動状況の確認及び損傷、劣化等の状況を点検し、必要に応じて補修をするなど、水質等を適切に維持するために適切な維持管理を行う必要がある。

また、屋上等の集水面に堆積している落ち葉等のゴミや塵埃、土砂等の清掃を行うほか、貯留槽等に沈殿している泥等の清掃を行い、関係法令に従い廃棄物として

適切に処理する必要がある。

(2) 屋上緑化等への配慮

屋上等の集水面で緑化を行っている場合には、土壌の肥料等が集水した雨水の水質に大きく影響を与えることがある。このため、緑化を行っている建築物等の雨水の利用に当たっては、雨水の水質に十分な配慮が必要である。

第4 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

1 国及び独立行政法人等における自らの雨水の利用の推進

(1) 建築物等における雨水の利用のための施設の設置に関する考え方

雨水の利用のための施設の設置に当たっては、施設を設置する建築物等の構造や敷地等の条件のほか、コストや地域性等に十分配慮した上で施設の設置を推進する。なお、地下階を有するなど、その最下階床下に雨水を貯留することが可能な空間を有する建築物では、当該空間を活用した雨水の貯留が一般に広く行われていることから、この空間を活用した雨水の利用のための施設の設置について積極的に検討する。

(2) 建築物を新たに建設する場合における雨水の利用のための施設の設置

国及び独立行政法人等の取組は、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民に対しての波及効果が見込まれることから、自らの雨水の利用のための施設の設置を推進する。

このため、国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。また、これに該当しない場合に

は、コスト等に考慮しつつ、自らの雨水の利用のための施設の設置について検討する。

ただし、国及び独立行政法人等が建設する建築物には、その事務又は事業に応じた多様な建築物があり、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適當な場合も想定されることから、雨水の利用のための施設の設置については、建築物の規模や用途、雨水の利用用途、コスト等を踏まえ個別に判断する。

なお、雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適當な建築物の考え方は、例えば以下の通りである。

- ・ 倉庫等で入居者や外来者が少なく、相当程度の雨水の利用を自ら行うことが想定されない建築物
- ・ 小規模な建築物、集合住宅等でその構造や空間構成上、雨水の利用のための施設の設置が困難な建築物
- ・ 病院等で清浄な水を必要とするほか、利用者の健康面への配慮から、環境衛生上、雨水の利用が不適當な建築物

また、コストについては、雨水の利用のための施設の設置に要するコストのみならず、維持管理に要するコストを含めたライフサイクルコストについても十分に検討する。

(3) その他建築物における雨水の利用のための施設の設置

既存の建築物については、多くの場合において、雨水の利用のための施設の設置を前提とした設計とはなっておらず、その形状や構造上の制約を受けることがある。このため、個々の建築物におけるコスト等の諸条件を十分に考慮した上で、雨水の利用のための施設の設置の検討に努めるものとする。

なお、自らが管理する建築物がない国及び独立行政法人等においては、雨水の利用

の用途があり、かつ、雨水の利用のための施設が設置可能である場合には、雨水の利用の検討に努めるものとする。

2 地方公共団体等における雨水の利用の推進

地方公共団体は、雨水の利用を推進するため、法第8条に規定する都道府県方針（以下「都道府県方針」という。）、法第9条に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）の策定及び雨水の利用に関する普及啓発に努めるものとする。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、雨水の利用を推進するため、法第11条に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の設定に努めるものとする。

国は、都道府県の求めに応じて、都道府県方針の策定及び法第11条の目標の設定に対して助言するものとする。

また、国は、都道府県と連携・協力し、市町村の求めに応じて、市町村計画の策定及び法第11条の目標の設定に対して助言するものとする。

3 雨水の利用を推進するための国の支援等

国は、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民による雨水の利用を推進するため、必要な支援等に努めるものとする。

（1）雨水の利用のための施設の設置に対する支援等

国は、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民による雨水の利用を推進するため、雨水の利用の効果や技術的な留意点等を取りまとめたガイドラインの策定等を推進する。

また、国は、雨水の利用のための施設の規模や用途、経済性等に関する実態調査及びその結果の体系的整理・公表、雨水の利用に関する先導的な取組等や雨水の利

用のための施設の設置に資する国や地方公共団体、事業者及び国民等の施策の収集・公表等を推進する。

(2) 調査研究の推進等及び技術者等の育成

国は、産・学・NPO等と連携し、施設の設置コスト、維持管理コストの低減等に資するよう、建築物等における雨水の利用のための施設の効率的な配置計画、各設備・システムの規格の標準化、水質技術、維持管理基準、下水道における雨水の利用のための施設に係る規格等の調査研究を推進する。

国は、地方公共団体等と連携・協力し、国及び地方公共団体の職員等に対する講習会や研修等により、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成を推進する。

(3) 普及啓発

国は、雨水の利用に向けた事業者及び国民等の自発的な努力を促していくために雨水の利用に関する国民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、雨水の利用の意義や利用の方法等について、「水の日」（水循環基本法（平成26年法律第16号）第10条）、「水の週間」（昭和52年5月閣議了解）の機会も活用しつつ、積極的な広報活動に努めるものとする。

第5 その他雨水の利用の推進に関する重要事項

1 雨水の利用の推進のための体制

国は、雨水の利用を効果的に推進していくため、関係省庁等連絡調整会議において連絡調整等を行い、調査研究や普及啓発等を推進する。

2 目標の達成状況の整理及び公表等

国は、法第10条に規定する国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合にお

ける自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の達成状況について取りまとめ公表するものとする。

3 基本方針の見直し

国は、雨水の利用を推進するため、本基本方針の実施状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。